添付資料一覧

別紙1 日本弁護士連合会が公表した意見書抜粋

別紙2 1959年6月の討論記録

1960年1月6日,安保改定時に,ダグラス・マッカーサー駐日アメリカ大使と藤山愛一郎外務大臣が,イニシャルで署名した,アメリカ海軍艦艇の日本港寄港に伴い核持ち込みを認める文書の草案。署名がなされた文書の公開は確認されていないが,署名したことについては,アメリカ公文書館の他の公開文書によって明らかになっている。

2項Cが「米海軍艦艇の日本領海並びに港湾への進入に関する現行の手続きに 影響を与えるものと解釈されない」としているのが,核持ち込みについての合意 に該当する。

アメリカ公文書館で公開

別紙3 1960年6月23日付け朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する文書 ダグラス・マッカーサー駐日アメリカ大使と藤山愛一郎外務大臣が,イニシャルで署名したもの。

フォード大統領図書館で公開

別紙4 1971年6月12日付け軍用地の原状回復補償費の肩代わりに関する文書 リチャード・スナイダー駐日米公使と吉野文六アメリカ局長が,イニシャルで 署名したもの。

アメリカ公文書館で公開

沖縄県公文書館でもアメリカ国立公文書館資料として公開

(別紙1)日本弁護士連合会が公表した意見書抜粋

1 公文書管理法案の修正と情報公開法の改正を求める意見書 2009年(平成 21年)4月24日

(要旨)

公文書管理法案は,以下の各点において,修正のうえ,制定されるべきである。

- (2) 本法案 4 条において意見決定過程文書の作成義務を明記するとともに,本法案 5 条 1 項において行政文書ファイルの保存期間を最長 3 0 年としたうえで,5 条 4 項において保存期間及び保存期間の満了する日を,5 年間延長することができるとして保存延長期間を明示するなど,本法案の政令委任事項及び規則委任事項(特に5 条 5 項の歴史公文書該当性判断)についての具体的内容を明らかにし,その内容をできる限り,法律事項として,本法案に盛り込むべきである。特に,公文書は公共財であり,行政文書フォルダに残された個人的メモも含め国民の財産であること及び文書の作成・保存・廃棄・移管・公文書館での保管という文書のライフサイクル全体で公文書管理を捉えることを明記し,いかなる文書を後世に残すか,若しくはいかなる文書が行政監視につながるかという観点から作成すべき行政文書等の範囲を決めるべきことである。
- (6) 特定歴史公文書等の利用請求については,利用拒否事由をさらに限定し,かつ「時の経過」による利用拒否事由の不該当推定規定を設けることにより「30年原則」を採用し,利用しやすい制度にすべきである。

情報公開法の改正については、当連合会の2008年10月意見書及び2009年1月23日付「情報公開訴訟におけるインカメラ審理の法制化を求める会長声明」をふまえた法改正がなされるべきである。

2 公文書管理法の早期制定と情報公開法の改正を求める意見書 2008年(平成20年)10月22日

(要旨)

(1) 公文書管理法について

当連合会の2008年(平成20年)6月20日付公文書管理の在り方に関する意見書に沿った実効性のある公文書管理法を早期に制定すべきである。

公文書管理制度の適正な運用の確保

公文書管理制度の適正な運用を確保する仕組みとして,公文書管理担当機関の関与や権限を法律上明記すべきである。また,外部監査を含めたチェック体制,専門的人材を育成し活用する制度及び管理職を含めた職員の意識を啓発し資質を向上させるための研修制度を整備すべきである。なお,司法公文書については,保存,公開等に携わる専門職員の養成方法,資格付与,権限,名称等につき,法曹三者と協議すべきである。

また,恣意的で不適切な文書の廃棄や杜撰な管理による文書の紛失を防止するために,公用文書等毀棄罪を積極的に運用することを確認するとともに,過失による廃棄や紛失についての罰則も法律上規定すべきである。

(2) 情報公開法について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。) は制定後10年を迎えるが,当連合会は,従前から,1997年1月31日 付情報公開法要綱案に対する意見書や2004年に行われた民主党による ヒアリングの際に述べた意見等をはじめ再三その問題点を指摘してきたところであり,公文書管理法の制定とともに,情報公開法も改正されるべきである。

防衛・外交情報と犯罪情報の不開示情報につき,「・・・公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを,「・・・公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に改め,行政の恣意的な不開示決定,存否応答拒否等を防ぐ。

手続の引き伸ばし、遅延を防ぐため、情報開示請求から開示決定までの期限を、現行法の「30日以内」「延長30日」「特例無期限」から、「14日以内」「延長30日」「特例60日」に短縮、明確化する。

(3) 情報公開・個人情報保護審査会の運用を改善するため,建議権能を有する独立した第三者機関を設置すべきである。

また,上記1,2とあわせて,情報公開・個人情報保護審査会設置法を改正し,文書不存在決定をできる限り減らすために,情報公開・個人情報保護審査会の立入調査権,公文書作成の勧告権限等を明記すべきである。

3 情報公開法の改正に関する意見書(情報公開法の制度運営に関する検討会報告に対する意見)2006年(平成18年)2月17日 (要旨) 総務省の情報公開法の制度運営に関する検討会の報告は運用についての「改善措置」と,裁判管轄の在り方及びインカメラ審理(注:いわゆるインカメラ審理とは,相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続の意味で使われます。)を「引き続き検討すべき課題」と摘示するにとどまり,法改正に及ぶことには極めて消極的な内容になっている。

今後,国会において,情報公開法が民主主義社会においてますます機能するよう,必要な法改正がなされるべきである。

- 第2 情報公開法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律における不開示処分取消訴訟の審理の実効性を確保するため,裁判所の調査権限として,ヴォーン・インデックス手続及びインカメラ審理の導入
- 第3 公開請求に対する決定の遅延,不服申立手続の遅延を防ぐために,

法定の決定期限を徒過した場合には,非公開処分がなされたとみなす規 定を新設すべきである。

異議申立から審査会への諮問までの期間を30日以内に義務づける規定を新設すべきである。

情報公開法11条(著しく大量の文書に対する公開請求がなされた場合の開示決定等の期限の特例)の「相当の期間」を90日と規定すべきである。

- 第5 文書「不存在」処分の濫用を防ぐため,恣意的な判断を許さない文書管理・ 廃棄の仕組みの確立が必要である。文書管理に関する法制度の整備を,情報 公開制度の一環と位置付け,早急に進める必要がある。
- 第6 適正な文書管理 文書管理法の制定について

情報公開法22条において「政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設ける」とされているものを,「法律の定めるところにより」と改正し,「行政文書の管理に関する法律」を制定すべきである。

その中心となる内容は,所定の保存期間を超える場合は,すべて非現用文書として取り扱うこととし,国立公文書館に移管し,行政機関は,同期間を超えて当該行政文書を利用する場合には写しを利用するというものである。また,これに伴い,いわゆる「中間書庫」を制度化すると共に,公文書館法を改正し,非現用文書のみならず,保存年限内の現用文書をも管理,保存できるようにすべきである。

- 第7 非公開事由規定の改正について
- < 1 > 情報公開法5条3号,4号について

情報公開法5条3号,4号の不開示事由の「おそれがあると行政機関の長

が認めることにつき相当の理由がある情報」とされている規定を「おそれがあるとき」とするか,少なくとも3号,4号に該当する情報については行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものについてのみ限定して適用されるよう,対象情報を明確に限定できる内容の規定を設けるべきである。

- 4 情報公開法の改正に関する意見書 2004年(平成16年)11月19日 (要旨)
 - 第2 手続遅延を防止するための改正

公開請求に対する決定の遅延,不服申立手続の遅延を防ぐため,

法定の決定期限を徒過した場合には,非公開処分がなされたとみなす規定を新設する。

異議申立から答申までの期間を30日以内に義務づける規定を新設する。

情報公開法11条(著しく大量の文書に対する公開請求がなされた場合の開示決定等の期限の特例)の「相当の期間」を90日と規定する。

第4 不存在処分の濫用を防止するための改正

不存在処分の濫用を防ぐため,恣意的な判断を許さない文書管理・廃棄の仕組みの確立が必要であり,現行情報公開法37条(新法22条・2005年4月1日施行)を改正し,文書管理に関する制度の整備を,政令に委ねるのではなく,情報公開法において義務づける規定を設ける。

第5 適正な文書管理を義務づけるための改正

現行情報公開法37条(新法22条・2005年4月1日施行)において「政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設ける」とされているものを、「法制上の措置を講ずる」と改正し、「行政文書の管理に関する法律」を制定する。

同法の内容として,所定の保存期間を超える場合は,すべて非現用文書として取り扱うこととし,国立公文書館に移管する。行政機関は,同期間を超えて当該行政文書を利用する場合は,写しをもって利用する。

これに伴い,いわゆる「中間書庫」を制度化すると共に,国立公文書館法を改正し,非現用文書のみならず,保存年限内の現用文書をも管理,保存できるようにする。

第6 必要な情報が公開されるための改正(非公開事由の改正)

(3) 国の安全,公共の安全等情報

防衛情報についての非公開事由(情報公開法5条3号)は,「公開することにより,防衛の目的を失うことが明らかであるもの」との趣旨に限定し,同様に,外交情報(同),犯罪捜査等情報(同4号)についても,それぞれ,「公開することにより,当該外交交渉の目的を失うことが明らかであるもの」,「公開することにより,犯罪捜査の目的を失うことが明らかであるもの」との趣旨に限定した規定に改正すべきである。

現行の「行政機関の長が認めるにつき相当の理由があるとき」との文言は、行政機関の裁量の幅を不当に広く解釈する原因となっており、削除すべきである。

防衛,外交,犯罪捜査等の支障のおそれについては,一定年数の経過後には,より原則開示の趣旨が徹底されるような制度に法改正をすべきである。

SECREI

TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECRETARY

TOKYO, JUNE 1959.

1. Reference is made to the draft exchange of notes concerning the implementation of Article VI of the Treaty, the operative part of which reads as follows:

"Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan, other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."

- 2. The notes were drawn up with the following points being taken into consideration and understood:
 - A. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Jepen of nuclear uncount, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.
 - B. "Military combat operations other than those conducted under Article V" is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.
 - C. "Prior consultation" will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.
 - D. Nothing in the exchange of notes will be construed as requiring "prior consultation" on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.

UNCLASSIFIED



ORDER SECURITION OF THE PARTY O



ATTACHMENT 2

10

MINUTE

At the Preparatory Meeting of the Security Consultative Committee today

Ambassador MacArthur tabled draft Terms of Reference for the Committee.

The situation in Korea was also discussed and the following statements were made by Ambassador MacArthur and Foreign Minister Fujiyama respectively.

Ambassador MacArthur:

Fortunately, since the Armistice Agreement was reached there has been no resumption of the armed attack against the United Nations forces in Korea. It is our hope that a final settlement involving the peaceful reunification of Korea in accordance with the United Nations resolutions can be reached without a recurrence of hostilities. However, the possibility of a renewal of the armed attack cannot be ruled out. In this event, the preservation of the Republic of Korea against aggression not only is essential to the continued effectiveness of the United Nations but has a particular importance for the security of Japan and the other nations of the Far East endangered by such aggression. While it might be possible to detect in advance preparations for a large-scale armed attack, the possibility of an emergency arising out of an attack cannot be ruled out. Thus it could happen that, unless the United States armed forces undertook military combat operations immediately from Japan, the United Nations forces could not repel an armed attack made in violation of the Armistice. I hereby request, therefore, the views of the Japanese Government regarding the operational use of bases in Japan in the event of an exceptional emergency as mentioned above.

DECLASSIFIED

E.O. 12966, SEC. 3.5

HSC MEHO, 11/2496, STATE DEPT. GUIDBLINES

BY 197 NARA. DATE 2/4/05



SECRET

-2-

Foreign Minister Fujiyama:

The Japanese Government shares with the United States Government the hope that a final settlement in accordance with the resolutions of the United Nations can be brought about in Korea without a recurrence of hostilities.

I have been authorized by Prime Minister Kishi to state that it is the view of the Japanese Government that, as an exceptional measure in the event of an emergency resulting from an attack against the United Nations forces in Korea, facilities and areas in Japan may be used for such military combat operations as need be undertaken immediately by the United States armed forces in Japan under the Unified Command of the United Nations as the response to such an armed attack in order to enable the United Nations forces in Korea to repel an armed attack made in violation of the Armistice.

- s/ Aiichiro Fujiyama Aiichiro Fujiyama
- s/ Douglas MacArthur II

 Douglas MacArthur II

Tokyo, June 23, 1960

SECRET



別紙 4 1971年6月12日付け軍用地の原状回復補償費400万ドルの肩 代わりに関する密約 (アメリカ国立公文書館)

REPRODUCTION TAB RG319 History of USCAR BOX 26 F 22 By 1. NARA Date (0.098)

Jy

CONFIDENTIAL

June 12, 1971

SUPPLETON OF PRODUCTION

Of Article IV, Para 3.

CLASSIFIED BY
EXCLUDED FROM THE GENERAL
DEGLASSIFICATION SCHEDULE

SNEIDER: I refer to previous discussions concerning ex gratia contributions to be made under Article IV, paragraph 3 and note that although the final amount is yet to be known, according to our present understanding, that amount will be about \$4 million. The United States Government will determine the amounts of its contributions in accordance with the provisions of Article IV, paragraph 3.

YOSHINO: I take note of your statement. Although the final amount of your contributions is yet to be known, it is the expectation of the Japanese Government that \$4 million out of the \$320 million to be provided under Article VII will be set aside for the purpose of establishing a trust fund for making the ex gratia contributions.

SNEIDER: I take note of your statement.

Ry